

介護保険利用料金表2（要支援1，2）

令和1年10月1日改正

※仙台市の報酬単価は10.42円の為、端数に誤差がある場合があります。

				1割負担	2割負担	3割負担
基本 利用料	訪問看護Ⅰ 1	看護師	20分未満 301	320 円	640 円	960 円
	訪問看護Ⅰ 2	看護師	30分未満 449	474 円	948 円	1,422 円
	訪問看護Ⅰ 3	看護師	30分以上60分未満 790	829 円	1,659 円	2,488 円
	訪問看護Ⅰ 4	看護師	60分以上90分未満 1084	1,136 円	2,272 円	3,407 円
	訪問看護Ⅰ 5	理学・作業療法士	20分 287	305 円	611 円	916 円
		理学・作業療法士	40分 574	611 円	1,221 円	1,832 円
		理学・作業療法士	60分 774	825 円	1,651 円	2,476 円
サービス提供体制強化加算	1回毎（Ⅰ5は20分毎） 6		（上記は強化加算含んだ料金）			
加算 利用料	初回加算	初回の訪問看護を行った月 300		313 円	625 円	938 円
	緊急時訪問看護加算	24時間体制で看護に関する相談をされる方。必要に応じて訪問も可能。（月1回） 574		598 円	1,196 円	1,794 円
	特別管理加算Ⅰ	対象者は ※1 の利用者（月1回） 500		521 円	1,042 円	1,563 円
	特別管理加算Ⅱ	対象者は ※2 の利用者（月1回） 250		261 円	521 円	782 円
	退院時共同指導加算	主治医等と連携し在宅生活における指導を行い、内容を文書で提供した場合 600		625 円	1,250 円	1,876 円
	複数名訪問看護加算(Ⅰ)	同時に複数の看護師等との訪問	30分未満 723	753 円	1,507 円	2,260 円
			30分以上 1073	1,118 円	2,236 円	3,354 円
	複数名訪問看護加算(Ⅱ)	同時に看護補助者との訪問	30分未満 670	698 円	1,396 円	2,094 円
			30分以上 1020	1,063 円	2,126 円	3,189 円
	長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者に対して、90分を超えて、引き続き訪問看護を実施した場合 300		313 円	625 円	938 円
夜間・早朝・深夜加算	夜間（18:00～22:00） 早朝（6:00～8:00）		25%増			
（当該月2回目以降算定）	深夜（22:00～6:00）		50%増			

- ※1 ① 悪性腫瘍患者・気管切開患者で、医師より指導管理を受けている状態にある方
 ② 気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している状態にある方

- ※2 ① 自己腹膜かん流・血液透析・酸素療法・中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法
 自己導尿・持続陽圧呼吸法・自己疼痛管理・肺高血圧症患者で、医師より
 指導管理を受けている状態にある方
 ② 人工肛門・人工膀胱を設置している状態にある方
 ③ 重度の（真皮を越える）褥瘡がある方
 ④ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態にある方